

# デジタルクリエイティブ人材育成新規機関 詳細検討支援業務 仕様書

本仕様書は、「デジタルクリエイティブ人材育成新規機関 詳細検討支援業務」に関する基本的な仕様を定めたものである。

「4 業務の内容」に係る実施内容及び実施体制について、具体的な提案を行うこと。

## 1 業務名

デジタルクリエイティブ人材育成新規機関 詳細検討支援業務

## 2 業務の目的

群馬県は、「群馬県産業振興基本計画（令和6年4月～令和10年3月）」において、2040年の目指すべき姿としてデジタル・クリエイティブ産業<sup>1</sup>を新たな産業の柱に成長させることを掲げている。

デジタル・クリエイティブ産業の発展には、関連企業とそこで働く人材が地域に集積し、活躍し続けることができる環境、すなわち「エコシステム」の構築が必要である。そこで、群馬県ではデジタルクリエイティブ人材の育成に関する先進的な施策を展開している。具体的には、全国初となるデジタルクリエイティブに特化した人材育成拠点「tsukurun」（対象：小中高生）を開設し、さらに令和7年度にアルメニアの「TUMO センター」のプログラムを導入した「TUMO Gunma」（対象：主に中高生）を開設した。

令和7年度には、それらに続く大学生世代以上（専門学校生・大学生、社会人等）を対象としたハイレベルな教育機関（以下「新規機関」という。名称は令和8年度中に決定予定（本業務対象外）。）の基本構想の検討を行ったところである<sup>2</sup>。

本業務は、新規機関を最速で令和9年度下期に開設することを見据え、上記基本構想を基に、有識者委員会における議論及び当該分野で世界最高峰の米国教育機関（以下「米国教育機関」という。）の助言を受けながら、群馬県が実施する具体的な教育カリキュラム及び講師等に関する詳細検討を支援するものである。加えて、新規機関の持続的な運営に向け、受講者獲得、資金収支、企業・教育機関・地域等との連携、輩出人材の地域定着、デジタル・クリエイティブ産業のエコシステムへの寄与、常設場所・設備、広報戦略等を検討する必要がある、本業務において、開設後の安定的な

---

<sup>1</sup> デジタル産業とクリエイティブ産業を掛け合わせ、その技術やアイデア等を融合させた新たな産業をいう。詳細は「群馬県産業振興基本計画」を参照すること。

<sup>2</sup> 事務局案の主な内容を＜参考1＞に記載する。今後、群馬県が開催する有識者委員会（群馬県知事が主宰し、映画・ドラマ、アニメーション、ゲーム、デジタル技術、プロデュース、教育関係・学識経験者の各分野の有識者7名+オブザーバー1名で構成。）における意見聴取を行った後に確定、公表予定である。

運営に関する詳細検討支援を併せて行うものとする。これらの検討を基に、群馬県は令和8年9月末頃を目途に新規機関の基本的な方向性案を整理する。

なお、本業務のほか、令和8年度にはプレ開設として、国内外の民間企業や教育機関等と連携した短期講座を複数開催し、令和9年度下期の開設に向けた詳細検討・準備を進める。

## ＜参考1＞新規機関 基本構想（事務局案）概要

### （1）教育ターゲット

教育内容及び受講者の主なターゲットは以下2つ。いずれも、専門学校・大学、実務等で一定の基礎を学んだ者を対象とし、新規機関ではそれらの内容を補完・高度化するものである。

- ・【ターゲット①】は、デジタル・クリエイティブ産業の中核であるエンターテインメント業界における世界的活躍を目指すもの。対象分野は、映画・ドラマ、アニメーション、ゲームとし、産業界のニーズを踏まえ、海外へのビジネス展開を担えるプロデュース人材及び高度なスキルを持つクリエイターの両方を育成する。対象者は県内居住者のほか、県外居住者を含む。
- ・【ターゲット②】は、多様なバックグラウンドを持つ者がデジタルクリエイティブの基盤（デジタル技術、クリエイティブマインド、「ストーリー」）を学び、自身のフィールドで新たな価値の創出を目指すもの。主たる受講者は、県内居住者を想定する。

### （2）形態

新規機関は、前述のとおり専門学校・大学等を補完するものであり、利便性・柔軟性の観点からも学校教育法に定める教育機関にとらわれない（受講者が主たる所属先とは別に、自身が磨きたいスキルに応じて受講する、「塾」のようなイメージである。）。

### （3）形式

オンライン開催とリアル開催を織り交ぜ、それぞれの長所を踏まえながら講座ごとに適した形式で実施する。ただし、実技等は県内でのリアル開催とし、受講者・講師等と群馬県の接点を設ける。

### （4）開設に向けたスケジュール

令和8年度に詳細検討及びプレ開設として短期講座を複数開催し、そこで得られる知見を活かし、最速で令和9年度下期の開設を目指す。

開設当初はコア講座を単発で開催し、徐々に質・量ともに充実させていき、開設2年後を目途に完成期に至る。運営が軌道に乗った後には、スクールの将来的な発展や運営方法に関する中長期的方針を検討する。

## ＜参考 2＞ 群馬県ホームページ等

- ・ 群馬県産業振興基本計画 : <https://www.pref.gunma.jp/page/635230.html>
- ・ tsukurun : <https://gunma-tsukurun.jp/>
- ・ TUMO Gunma : <https://tumogunma.jp/>

### 3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで

### 4 業務の内容

群馬県が新規機関の詳細を検討するに当たり、受託者は以下の業務を実施し、参考となる調査・助言等の支援を行い、「詳細検討案」として取りまとめること。

企画提案時には、想定される調査・助言等の支援内容、支援に当たり十分な体制（産業界における人材ニーズや日本の教育機関における教育内容・課題等に関する知見を有し、適宜アドバイスを行うことができる人材を体制に加え、提案を行うこと（提案者の内部人材でも、外部人材をアドバイザーとして提案するなどでも構わない。））及び類似の実績等があることを具体的に提案すること。

#### （1）米国教育機関による助言

米国教育機関（教育機関の選定・依頼は群馬県が行う。）から、新規機関の基幹となる以下の点に関する助言を受ける。また、これに基づき 4（2）アでカリキュラム案等を作成後、米国教育機関からの監修を受けること。

- ・ 育成人材像（育成すべきスキル、マインドセット等）
- ・ カリキュラムの基本的な考え方
- ・ 常設場所の要否・設備

米国教育機関とのやり取り・調整、進捗管理は主として群馬県が担うが、受託者はア及びイに掲げる業務を実施すること。

#### ア 米国教育機関との契約・支払い

- ・ 受託者は群馬県の代理店として米国教育機関との間で別途契約を締結し、米国教育機関が定める期日・方法に沿って 200,000USD を支払うこと。為替レートの変動による影響を除くため、提案時は 31,000,000 円（非課税）として見積もること。実際の海外送金時に為替レートの著しい変動が認められる場合には、変更契約を締結し委託料を変更する場合がある。
- ・ 上記契約には、群馬県が「カリキュラムに関し米国教育機関の監修を受けた」旨を外部に発信する権利を、当該教育機関が群馬県に認める内容を含むこと（最終的に当該教育機関の提案内容と大幅に異なるカリキュラム等が構築され、当該教育機関が容認できないと判断した場合には、発信を不可とする条件を付すこ

とも認められる。)

- ・ 契約締結や送金に係る手数料等は委託費内で受託者が負担する。

## イ 米国教育機関との打合せ時の出席・通訳手配等

- ・ 群馬県から求めがあった事項について、米国教育機関担当者とメール等で調整を行うこと（使用言語：英語）。
- ・ 群馬県と米国教育機関がオンラインで打合せを行う場合は、担当者が同席すること。
- ・ 上記のほか、オンライン打合せには別途日英の逐次通訳者（オンライン会議の逐次通訳を行うのに十分な能力・経験を有する者）を1名以上手配すること（打合せは、2時間（群馬県と通訳者との事前打合せを含む。）×10回を想定）。参加の場所は問わない（担当者や逐次通訳者が事務所や自宅から参加することも可能。）。
- ・ 打合せにおいて、米国教育機関と連携し令和8年度に開催するプレ開設講座等に関する議題を扱う場合がある。

## (2) 教育カリキュラム等の精緻化

前述の基本構想、有識者委員会及び(1)米国教育機関の助言等を踏まえ、群馬県にて新規機関のカリキュラム等を検討するに当たり、受託者はその支援を行う。

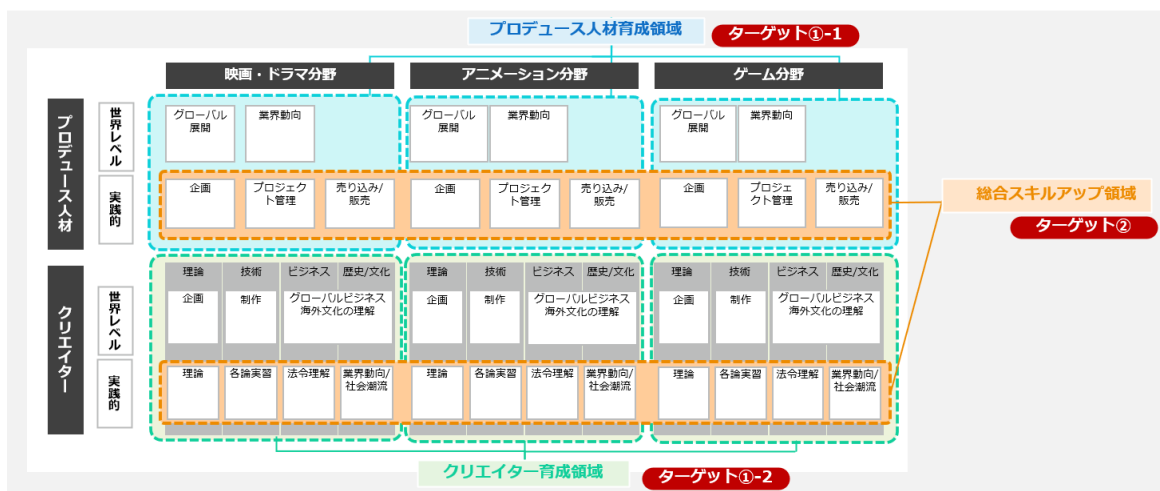
## ア 教育カリキュラムの検討

- ・ 新規機関の完成期のカリキュラム（コース・講座）案を検討する。  
現状の想定では、「2 業務の目的」＜参考1＞で述べた【ターゲット①】に関し、新規機関が対象とする3分野(映画・ドラマ、アニメーション、ゲーム)において、それぞれプロデュース人材・クリエイター向けに計6領域、さらに【ターゲット②】を加えた合計7領域内に、身に着けるべきスキルや目指すべきゴールごとに一定の「講座」をまとめた「コース」を設定する(図表1参照)。受講者は個人のニーズに合わせ、コースで体系的に学ぶことも、個別の講座のみを学ぶことも可能とする。
- ・ コース数は問わないが、講座は合計で30～45講座程度を想定する。  
なお、1つの講座が複数の領域やコースを兼ねることもある(例えば、法令理解に関する講座を【ターゲット①】の6領域共通の講座として設定するなど。この場合は、1講座としてカウントする。)
- ・ 各講座は、数日程度の短期のものから、半年程度のものまで、受講者・目的に応じて多様な開催期間のものを想定している。
- ・ カリキュラムの作成に当たっては、ターゲット受講者(分野、レベル、学習ニーズ)、受講後のゴール(ターゲット受講者をどのようなスキル・水準へ到達させるか、受講者のキャリア形成)、各講座の具体的内容、スケジュール(時

間割・年間授業計画)、形式(対面又はオンライン)、定員、受講料を検討すること。

- ・ カリキュラムの検討に当たっては、産業動向、人材ニーズ、従事者の採用・就業形態・キャリアパス等及びデジタルクリエイティブの他産業への波及効果を踏まえること。また、新規機関は、専門学校・大学、実務等で一定の基礎を学んだ者を対象とし、それらの内容を補完・高度化するものであることから、現状の日本の教育機関や企業等で一般的に実施されていない教育内容等を扱うことが望ましい。加えて、受講者獲得の観点から、受講の利便性及び訴求点を検討すること。

図表 1 (参考) 想定カリキュラム体系図 ※講座内容・名称等はすべて想定



## イ 講師候補者の選定

- ・ 上記カリキュラムを踏まえ、講座ごとに複数の講師候補者(講師を受諾する旨の意思を事前に確認する必要はなく、実現可能性が一定程度考えられる候補者でよい。)を選定・提案する。1人の講師を複数の講座の候補とすることも認められる。
- ・ 講師候補者への依頼・交渉は主として群馬県が担うが、依頼方法等について適宜助言を行うこと。

## ウ 令和9年度実施講座の計画書(シラバス)作成

- ・ アのカリキュラムのうち、令和9年度下期の新規機関開設時に実施することが望ましいコア講座を選定する。
- ・ コア講座に関し、講師候補者とも相談の上、詳細な計画書案(アで検討する各講座の具体的内容等をより精緻に検討したもの)を作成する。
- ・ コア講座の選定及び計画書案の作成に当たっては、令和9年度下期の開設時点で実施可能性が高いことに加え、新規機関の特色となりうる訴求力があること、受講者獲得、企業等との連携、デジタル・クリエイティブ産業のエコシ

システム構築に向けた必要性・即効性の観点も踏まえること。

### **(3) 開設に向けた検討**

新規機関の開設に向けて、群馬県が4(2)を基にさらに検討・準備を進めるに当たり、受託者はその支援を行う。

#### **ア 事業モデル**

新規機関の持続的な運営に向け、受講者獲得、資金収支、企業・教育機関・地域等との連携、県の関与のあり方等を含む事業モデル案を整理すること。

また、開設当初から完成期に至るまでの段階的な拡充プロセスを踏まえ、各段階における実施体制及び必要な連携先を整理すること。

- ・ 受講者獲得（大学等での単位認定、修了証発行、職業紹介、企業へのインターンシップ・マッチング等の受講者の動機付けを含む。）、受講者の募集・選抜
- ・ 受講料、寄附金、協賛金、受託事業等を含む収益源の整理
- ・ 開設後2～3年程度を想定した資金収支モデルの作成
- ・ 企業・教育機関・地域等との連携、輩出人材の地域定着、デジタル・クリエイティブ産業のエコシステムへの寄与
- ・ 制度上の制約や今後検討すべき課題の整理

#### **イ 常設場所・設備**

新規機関の開設当初は、リアル開催の場合には県有施設等の会議室を利用することを想定している。将来的に常設場所を設ける必要性について、教育上の必要性や類似事例等を調査の上、助言を行うこと。

常設場所を設けることが望ましい場合、立地場所、占有面積、ゾーニング・レイアウト、設備等に関する助言を行うこと。ただし、具体的な建築設計等は本業務に含めない。

#### **ウ 広報戦略**

新規機関を効率的かつ効果的に周知するための広報戦略を具体的に助言すること。ただし、実際の広報事業（広報費、広報物の印刷費等）は本業務に含めない。

助言に当たっては、広報ターゲット設定（地域、年代、経験・レベル等）、訴求内容、実施時期、手法・媒体、費用、KPI等を整理し、実効性のある広報戦略の考え方を示すこと。

#### **エ オンラインネットワーク構築**

令和9年度下期の開設時にはオンライン講座受講用のネットワーク（ウェブサイト）を構築する予定だが、機密性の確保や受講者の利便性の観点等から必要な機能等に関する助言を行うこと。ただし、実際のネットワーク構築は本業務に含めない。

## オ 将来像

- ・ 新規機関は、開設時には学校教育法に定める教育機関とはしないが、将来的に大学・大学院等へ発展させることを選択肢に含む可能性がある。その場合、認可に向けた手続き・要件等を調査（制度上の要件のほか、文部科学省が求める水準について類似事例等の調査）を依頼する場合がある。また、民間投資の可能性や手法に関する調査を依頼する場合がある。

## 5 成果品の提出

以下を群馬県へ提出すること。提出形式は電子データ（PDF）とする。その他、群馬県の求めに応じ柔軟に対応すること。

### （１）中間報告【提出期限：令和８年９月４日（金）】

（提出内容）

- ・ ４（１）米国教育機関から受けた助言の内容
- ・ ４（２）教育カリキュラム、令和９年度実施講座の計画書の素案
- ・ ４（３）開設後の事業モデル、常設場所・設備、広報戦略、オンラインネットワークの素案
- ・ その他群馬県からの依頼に基づき調査・検討した事項等

※中間報告を基に、群馬県が令和８年９月末までに新規機関の基本的な方向性案を整理できる内容とする。

※詳細検討案と同形式でまとめる必要はないが、読みやすい形式で報告すること。

### （２）最終報告【提出期限：令和９年３月１２日（金）】

（提出内容）

４に掲げる全ての内容を記載した「デジタルクリエイティブ人材育成新規機関 詳細検討案」

## 6 想定業務スケジュール

参考として、現時点の想定スケジュールを図表２に示す。令和９年度下期の新規機関開設に向けた予算編成を令和８年秋頃に行う必要があることから、それを考慮して業務を進めること。

図表２は集中的に取り組む想定期間を示したものであり、群馬県からの相談を受けた際は随時調査・助言等を行うこと。

図表2 スケジュール表

		4 (1) 米国教育機関による助言	4 (2) カリキュラム等の精緻化	4 (3) 開設に向けた検討
令和8年	4月			
	5月			
	6月	米国教育機関との契約	カリキュラム詳細	事業モデル
	7月	育成人材像・カリキュラムコンセプト	R9年度講座計画	常設場所(要否・場所)
	8月	常設場所		ネットワーク・広報
	9月	中間報告		
	10月	カリキュラム詳細等の確認	講師候補	常設場所(設備等)
	11月			
	12月			
令和9年	1月			
	2月			
	3月	最終報告		

## 7 その他

- (1) 受託者は、群馬県と十分な協議を行い、円滑に業務を実施すること。「4 業務の内容」(1)イの打合せのほか、2~3週間に1度程度、群馬県との打合せを行うこととする(オンラインも可能だが、2ヶ月に1度程度は対面で実施する。)
- (2) 業務を効果的に推進するため、受託者はあらかじめ群馬県の承諾を得て業務の一部を第三者の事業者等に再委託することができる。
- (3) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属することとし、群馬県は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。
- (4) 受託者は、個人情報等を厳重に管理し、データ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもって当たらなければならない。また、受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。